議案第３０号

石岡市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市税条例等の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

平成２９年２月２１日　提　出

石岡市長　今　泉　文　彦

提　案　理　由

地方税法等の一部改正に伴い，石岡市税条例等の一部を改正するため。

改　正　要　綱

１　個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除について，その対象となる家屋の居住年の期限を平成３３年度まで延長すること。

２　法人税割の税率の引下げに係る改正規定の施行期日を平成３１年１０月１日とすること。

３　平成３１年１０月１日から自動車取得税が廃止されることに伴い，軽自動車税として，新たに「環境性能割」を創設及び現行の軽自動車税を「種別割」とする所要の改正を行うこと。

石岡市税条例等の一部を改正する条例

（石岡市税条例の一部改正）

第１条　石岡市税条例（平成17年石岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第７条の３の２第１項中「平成41年度」を「平成43年度」に，「平成31年」を「平成33年」に改める。

（石岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　石岡市税条例等の一部を改正する条例（平成28年石岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第１条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（石岡市税条例の一部改正）」を付し，同条のうち，石岡市税条例第34条の４の改正規定を削り，同条例附則第10条の３の改正規定の次に次のように加える。

附則第16条第１項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え，同項の表第82条第２号アの項中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改め，同条第２項中「規定する」を「掲げる」に，「平成27年４月１日から平成28年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」に，「において，平成28年度分」を「には，平成29年度分」に改め，「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え，同項の表第82条第２号アの項中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改め，同条第３項中「規定する」を「掲げる」に，「平成27年４月１日から平成28年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」に，「において，平成28年度分」を「には，平成29年度分」に改め，「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え，同項の表第82条第２号アの項中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改め，同条第４項中「規定する」を「掲げる」に，「平成27年４月１日から平成28年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」に，「において，平成28年度分」を「には，平成29年度分」に改め，「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え，同項の表第82条第２号アの項中「第82条第２号ア」を「第２号ア」に改める。

第１条の次に次の１条を加える。

第１条の２　石岡市税条例の一部を次のように改正する。

第18条の３中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第19条中「），第53条の７，第67条」の次に「，第81条の６第１項」を加え，同条第２号及び第３号中「第98条第１項」を「第81条の６第１項の申告書，第98条第１項」に改める。

第34条の４中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第80条第１項及び第２項を次のように改める。

軽自動車税は，３輪以上の軽自動車に対し，当該３輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって，軽自動車等に対し，当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

２　前項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者には，法第443条第２項に規定する者を含まないものとする。

第80条第３項中「第443条第１項」を「第445条第１項」に，「によって軽自動車税」を「により種別割」に，「においては」を「には，第１項の規定にかかわらず」に改め，同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第80条の２を削る。

第81条を次のように改める。

（軽自動車税のみなす課税）

第81条　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には，軽自動車税の賦課徴収については，買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして，軽自動車税を課する。

２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について，買主の変更があったときは，新たに買主となる者を３輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして，軽自動車税を課する。

３　法第444条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が，その製造により取得した３輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する

運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した３輪以上の軽自動車について，当該販売業者等が，法第444条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には，当該販売業者等を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして，環境性能割を課する。

４　法の施行地外で３輪以上の軽自動車を取得した者が，当該３輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には，当該３輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして，環境性能割を課する。

第81条の次に次の７条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の２　日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち，直接その本来の事業の用に供するもので，救急用ものに対しては，軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の３　環境性能割の課税標準は，３輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の４　次の各号に掲げる３輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は，当該各号に定める率とする。

(1)　法第451条第１項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の１

(2)　法第451条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の２

(3)　法第451条第３項の規定の適用を受けるもの　100分の３

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の５　環境性能割の徴収については，申告納付の方法によらなけれ

ばならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の６　環境性能割の納税義務者は，法第454条第１項各号に掲げる３輪以上の軽自動車の区分に応じ，当該各号に定める時又は日までに，施行規則第33号の４様式による申告書を市長に提出するとともに，その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

２　３輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は，法第454条第１項各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める時又は日までに，施行規則第33号の４様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の７　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し，又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には，その者に対し，10万円以下の過料を科する。

２　前項の過料の額は，情状により，市長が定める。

３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は，その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第81条の８　市長は，公益のため直接専用する３輪以上の軽自動車又は第90条第１項各号に掲げる軽自動車等（３輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては，環境性能割を減免する。

２　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については，規則で定める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め，同条中「軽自動車税の税率は，次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め，同条第２号を次のように改める。

(2)　軽自動車及び小型特殊自動車

ア　軽自動車

(ｱ)　２輪のもの（側車付のものを含む。）　年額　3,600円

(ｲ)　３輪のもの　年額　3,900円

(ｳ)　４輪以上のもの

a　乗用のもの

営業用　年額　6,900円

自家用　年額　10,800円

b　貨物用のもの

営業用　年額　3,800円

自家用　年額　5,000円

イ　小型特殊自動車

(ｱ)　農耕作業用のもの

a　２輪のもの　年額　2,000円

b　４輪のもの及びカタピラを有するもの

総排気量が１リットル以下のもの　年額　3,000円

総排気量が１リットルを超えるもの　年額　3,900円

(ｲ)　その他のもの　年額　5,900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第86条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め，同条中「軽自動車税」を「種別割」に，「はらなければ」を「貼らなければ」に改め，同条ただし書中「ことによって」を「ことにより」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め，同条第１項中「軽自動車税」を「種別割」に，「本節」を「この節」に，「第33号の４様式」を「第33号の４の２様式」に改め，同条第４項中「第80条第２項」を「第81条第１項」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め，同条第１項中「第80条第２項」を「第81条第１項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め，同条第１項中「ものと認める」を削り，「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え，「軽自動車税」を「種別割」に改め，「ことができる」を削り，同条第２項及び第３項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め，同条第１項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え，「軽自動車税」を「種別割」に改め，「ことができる」を削り，同項第１号中「のうち，市長が必要と認めるもの」を削り，同条第２項中「軽自動車税」を「種別割」に，「本項」を「この項」に改め，同条第３項中「軽自動車税」を「種別割」に，「第89条第２項各号」を「前条第２項各号」に改め，同条第４項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第２項中「第443条」を「第445条」に，「第80条の２」を「第81条の２」に，「軽自動車税」を「種別割」に改め，同条第７項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第15条の次に次の５条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の２　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は，当分の間，第１章第２節の規定にかかわらず，県が，自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により，行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第15条の３　市長は，当分の間，第81条の８の規定にかかわらず，県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める３輪以上の軽自動車に対しては，軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の４　第81条の６の規定による申告納付については，当分の間，同条中「市長」とあるのは，「県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第15条の５　市は，県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため，法附則第29条の16第１項に掲げる金額の合計額を，徴収取扱費として県に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の６　営業用の３輪以上の軽自動車に対する第81条の４の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中

欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１号	100分の１	100分の0.５
第２号	100分の２	100分の１
第３号	100分の３	100分の２

２　自家用の３輪以上の軽自動車に対する第81条の４（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については，同号中「100分の３」とあるのは，「100分の２」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同条第１項中「初めて道路運送車両法第60条第１項後段の規定による」を「最初の法第444条第３項に規定する」に改め，「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，同項の表を次のように改める。

第２号ア(ｲ)	3,900円	4,600円
第２号ア(ｳ) a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第２号ア(ｳ) b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第16条第２項から第４項までを削る。

第２条のうち石岡市税条例等の一部を改正する条例附則第５条第７項の表第19条第３号の改正規定中「を削り」の次に「，「第98条第１項」を「第81条の６第１項の申告書，第98条第１項」に改め」を加える。

第２条の次に次の１条を加える。

（石岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第３条　石岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え，「新条例第82条及び新条例」を「石岡市税条例第82条及び」に改め，「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え，同条の表を次のように改める。

第82条第２号ア(ｲ)	3,900円	3,100円
第82条第２号ア(ｳ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第２号ア(ｳ) b	3,800円	3,000円

	5,000円	4,000円
附則第16条第１項	第82条	石岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年石岡市条例第17号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第１項の表第２号ア(ｲ)の項	第２号ア(ｲ)	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(ｲ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第１項の表第２号ア(ｳ) a の項	第２号ア(ｳ) a	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(ｳ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第１項の表第２号ア(ｳ) b の項	第２号ア(ｳ) b	平成26年改正条例附則第６条の規定により読み替えて適用される第82条第２号ア(ｳ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附則第１条第１号中「の改正規定並びに同条例第43条」を「，第43条」に，「第４項」を「第３項」に改め，同条第２号を次のように改める。

(2)　第１条中石岡市税条例附則第16条の改正規定及び附則第３条の２の規定　平成29年４月１日

附則第１条に次の１号を加える。

(4)　第１条の２及び第２条中石岡市税条例等の一部を改正する条例（平成27年石岡市条例第22号）附則第６条第７項の表第19条第３号の項の改正規定（「第98条第１項」を「第81条の６第１項の申告書，第98条

第１項」に改める部分に限る。）並びに第３条の規定並びに附則第２条の２及び第４条の規定　平成31年10月１日

附則第２条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（市民税に関する経過措置）」を付し，同条中第３項を削り，第４項を第３項とし，同条の次に次の１条を加える。

第２条の２　第１条の２の規定による改正後の石岡市税条例（附則第４条において「31年新条例」という。）第34条の４の規定は，附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し，同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については，なお従前の例による。

附則第３条の次に次の２条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条の２　新条例附則第16条の規定は，平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第４条　31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は，附則第１条第４号に掲げる規定の施行の日以後に取得された３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

２　31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は，平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し，平成31年度分までの軽自動車税については，なお従前の例による。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。